平成２３年（フ）第１２７号
茨城県水戸市見和３丁目647番地の13
債務者　秋山　愛枝
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２９号
茨城県水戸市元山町１丁目３番45号
債務者　古谷さち子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３０号
茨城県鉾田市菅野谷380番地
債務者　薄井　美代
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３９号
茨城県笠間市安居3140番地１
債務者　大場　　亮
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４４号
茨城県水戸市朝日町2759番地
債務者　渡　　實
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１５８号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町1048番地　加藤荘12号室
債務者　渡邉　　旭
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６４号
茨城県久慈郡大子町大字矢田808番地１
債務者　寺嶋久美子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１８４号
茨城県ひたちなか市田中後23番地８　田中後セントラルコートＢ棟201
債務者　猪狩　麻美
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６４４号
金沢市三口町火105番地、従前の住所石川県石川郡野々市町菅原町８番38―１号
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５５号
金沢市大桑２丁目339番地　大桑の家、従前の住所金沢市泉本町５丁目９番地１
債務者　菊田ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９３３号
京都市右京区西京極浜ノ本町18番地
債務者　筒井さち子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
京都市下京区寺町五条上ル西橋詰町744―２―307　仲島方、住民票上の住所滋賀県大津市南郷２丁目29番19号
債務者　中岡ひとみ
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字佃63番地１
債務者　岡村　早苗
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
奈良県桜井市大字金屋69番地の１
債務者　山本　健児（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
奈良市東九条町778番地　６―402号
債務者　梅木　優二
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１９号
奈良市芝辻町２丁目３番15号
債務者　大山こと　徐　　正吉
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３１号
広島市西区新庄町22番８―10号
債務者　松永　真治
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９１号
広島市南区出島１丁目16番３―1011号
債務者　平本　孝行
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
広島地方裁判所民事第４部